

# 一般財団法人なら建築住宅センター 住宅性能証明手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人なら建築住宅センター住宅性能証明業務要領」(以下「業務要領」と言  
ター」という。)が実施する住宅性能証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料)

第2条 業務要領第12条に規定する住宅性能証明業務の手数料は、申請一住戸につき、次に掲  
げる額とする。ただし住宅性能証明業務の変更に係る手数料は、次に掲げる額の1/2とする。

単位：円(消費税込)

住宅の種類		証明基準		一戸建ての住宅	共同住宅等	☆現場審査の時期
省エネルギー性	断熱等性能等級4 または 一次エネルギー消費量等級4以上	省エネルギー性の図面審査を省略できる場合(※1)		43,000	43,000	① 断熱 ② 竣工
		上記以外		53,000	53,000	① 断熱 ② 竣工
		断熱等性能等級4または一次エネルギー消費量等級4の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合		22,000	22,000	① 竣工
耐震性	耐震等級2以上	耐震性の図面審査を省略できる場合(※2)		53,000	別途見積	① 基礎 ② 躯体 ③ 竣工
		上記以外		64,000	別途見積	① 基礎 ② 躯体 ③ 竣工
		耐震等級2以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合	建築基準法に基づく竣工検査をセンターが行う場合	22,000	別途見積	① 基礎
			建築基準法に基づく竣工検査を他機関が行う場合	32,000	別途見積	① 基礎 ② 竣工
	免震建築物	耐震性の図面審査を省略できる場合(※2)		53,000	別途見積	① 基礎 ② 躯体 ③ 竣工
		上記以外		64,000	別途見積	① 基礎 ② 躯体 ③ 竣工
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3以上	バリアフリー性の図面審査を省略できる場合(※3)		43,000	別途見積	① 竣工
		上記以外		53,000	別途見積	① 竣工

☆2階建て戸建住宅の場合の現場審査時期  
「基礎」・・・基礎配筋工事の完了時  
「躯体」・・・躯体工事の完了時  
「断熱」・・・下地張り直前の工事の完了時  
「竣工」・・・竣工時

※1 「省エネルギー性の図面審査を省略できる場合」とは、センターが交付した設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証、住宅事業建築主基準への適合性評価の適合証及びフラット35S適合証明書等（いずれも省エネ証明基準に適合している場合）を取得している場合又は住宅性能証明申請と併せてこれらの申請等がされる場合をいう。

※2 「耐震性の図面審査を省略できる場合」とは、センターが交付した設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証及びフラット35S適合証明書等（いずれも耐震性能基準に適合している場合）を取得している場合又は住宅性能証明申請と併せてこれらの申請等がされる場合をいう。

※3 「バリアフリー性の図面審査を省略できる場合」とは、センターが交付した設計住宅性能評価書及びフラット35S適合証明書等（いずれもバリアフリー証明基準に適合している場合）を取得している場合又は住宅性能証明申請と併せてこれらの申請等がされる場合をいう。

2 業務要領第8条に基づく住宅性能証明申請の取り下げにより、業務要領第10条の現場審査の一部又は全部を実施しない場合、第1項に掲げる額から現場審査1回につき5,000円を返還する。

（手数料の減額）

第3条 センターは、証明業務において、継続して多量の取引が見込める場合、その他センターが必要と認める場合にあつては、前条に規定する申請手数料をその実費を勘案して減額することができる。

2 センターが行う他業務の検査と併せて現場審査を同時に行う場合、前条に掲げる額から現場審査1回につき5,000円を減額する。

附則

平成24年10月22日制定

平成25年4月1日改定

平成26年4月1日改定

平成27年6月5日改定

令和1年10月1日改定